

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課		税				控 除				課 税 実 数		免 税	
	一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕				未納税移出	輸出免税
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
清 酒	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	kℓ
清 酒	3,323	325,429	7	509	3,330	325,938	12	1,410	-	-	3,316	324,530	565	222
合 成 清 酒	1,158	115,677	-	-	1,158	115,677	50	5,000	-	-	1,108	110,677	21	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	14,140	2,858,123	-	-	14,140	2,858,123	1,003	204,039	-	-	13,138	2,654,085	270	5
単 式 蒸 留 焼 酎	374	77,210	1	62	374	77,272	42	10,059	-	-	332	67,214	67	1
み り ん	235	4,693	-	-	235	4,693	157	3,142	-	-	78	1,551	-	-
ビ ー ル	88,588	17,687,481			88,588	17,687,481	7,495	1,497,603	-	-	81,095	16,189,877	3,272	87
果 実 酒	3,297	268,181	70	4,912	3,368	273,092	69	5,427	-	-	3,299	267,664	2,838	34
甘 味 果 実 酒	26	3,748	14	1,144	40	4,892	9	732	-	-	31	4,158	14	2
ウ イ ス キ ー	131	57,138	120	9,568	251	66,706	28	6,776	-	-	223	59,930	1,612	66
ブ ラ ン デ ー	37	15,494	-	-	37	15,494	0	16	-	-	37	15,478	9	9
原 料 用 ア ル コ ー ル	0	5	-	-	0	5	-	-	-	-	0	5	5,143	-
発 泡 酒	26,408	3,549,015			26,408	3,549,015	498	66,659	-	-	25,910	3,482,357	9	258
そ の 他 の 醸 造 酒	7	898	11,342	1,224,921	11,349	1,225,819	565	61,019	-	-	10,784	1,164,800	-	-
ス ピ リ ッ ツ	123	35,636	4,285	342,865	4,410	378,501	459	43,594	0	1	3,951	334,906	198	178
リ キ ュ ー ル	387	60,417	53,520	5,487,465	53,906	5,547,881	2,932	312,264	0	1	50,973	5,235,616	2,558	135
粉 末 酒 ・ 雑 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	138,238	25,059,146	69,357	7,071,444	207,596	32,130,593	13,322	2,217,741	0	2	194,273	29,912,850	16,577	1,002

調査対象等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和4年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特例税率適用（第23条第2項第3号）」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。  
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。  
 3 税関分は含まない。

## (2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円
平成 29 年度	4,894	541,568	2,367	236,418	16,664	3,371,839	114,680	25,196,231	107,096	10,440,014	245,703	39,786,072
平成 30 年度	4,632	514,512	2,131	213,002	15,866	3,212,434	106,339	23,357,417	106,346	10,223,869	235,309	37,521,236
令和元年度	4,312	473,506	1,311	130,889	15,084	3,038,509	103,139	22,653,903	93,029	8,872,745	216,876	35,169,552
令和 2 年度	3,186	324,731	1,063	106,141	14,402	2,900,955	82,689	17,367,073	99,276	10,089,965	200,614	30,788,867
令和 3 年度	3,316	324,530	1,108	110,677	13,470	2,721,299	81,095	16,189,877	95,286	10,566,465	194,273	29,912,850

(注) 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

## (3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	
北海道	3,316	324,530	1,108	110,677	13,138	2,654,085	332	67,214	78	1,551	81,095	16,189,877	北海道
合計	3,316	324,530	1,108	110,677	13,138	2,654,085	332	67,214	78	1,551	81,095	16,189,877	合計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	
北海道	3,299	267,664	31	4,158	223	59,930	37	15,478	0	5	25,910	3,482,357	北海道
合計	3,299	267,664	31	4,158	223	59,930	37	15,478	0	5	25,910	3,482,357	合計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	
北海道	10,784	1,164,800	3,951	334,906	50,973	5,235,616	-	-	194,273	29,912,850	北海道
合計	10,784	1,164,800	3,951	334,906	50,973	5,235,616	-	-	194,273	29,912,850	合計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和4年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等 混和 ②	焼酎の品目別 アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+③-④〕	
清酒	kℓ (2,723)	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ (2,712)	kℓ (4,024)
	2,865	-		32	2,833	4,289
合成清酒	(612)				(612)	(35)
	970	-		-	970	55
連続式蒸留焼酎	11,377	-	1,445	761	12,061	1,910
単式蒸留焼酎	155	-	197	240	109	979
みりん	6	-		0	6	19
ビール	80,730	-		550	80,180	2,029
果実酒	3,306	0		91	3,215	5,656
甘味果実酒	15	-		46	△ 30	78
ウイスキー	156	-		0	156	135
ブランデー	5	-		3	2	11
発泡酒	34,494	-		11,600	22,892	2,677
その他の醸造酒	10,779	-		30	10,749	93
原料用アルコール ・スピリッツ	1,122	0		165	957	143
リキュール	47,423	-		1,294	46,129	991
粉末酒・雑酒	-	-		-	-	-
合計	193,408	0	1,641	14,817	180,236	19,063

調査期間等：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。  
2 ( ) 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。

## (2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 ア ル コ ー ル ・ ス ビ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
平 成 29 年 度	kℓ 4,270	kℓ 2,195	kℓ 14,803	kℓ 308	kℓ 2	kℓ 115,841	kℓ 3,442	kℓ 41	kℓ 28,455	kℓ 17,361	kℓ 1,263	kℓ 37,079	kℓ -	kℓ 225,054
平 成 30 年 度	4,165	1,888	14,257	259	9	105,998	2,900	36	23,357	14,620	1,314	38,742	-	207,546
令 和 元 年 度	3,701	1,135	13,309	220	6	101,564	3,634	45	23,501	12,838	1,527	43,349	-	204,829
令 和 2 年 度	2,736	892	12,609	159	6	80,791	3,481	38	22,919	12,238	1,732	50,553	-	188,156
令 和 3 年 度	2,833	970	12,061	109	6	80,180	3,185	158	22,892	10,749	957	46,129	-	180,236